指定給水装置工事事業者 各種申請提出書類一覧

1. 新規指定

提出書類 各1部	法人	個人	
指定申請書(表面)(裏面)	•	•	個人の場合、名称は会社名の後に個人名を入れてください。 (例 OO設備 水道太郎)
機械器具調書	•	•	指定の基準となる以下の機械器具は必ず記入してください。 ・管の切断用・・・・金切りのこ 等 ・管の加工用・・・・やすり、ねじ切り機 等 ・接合用・・・・・トーチランプ、パイプレンチ 等 ・水圧テストポンプ・・型式、性能、メーカー名を記入
誓約書(水道法第5条の3第1項第3号関係)	•	•	
定款(写し)	•		直近のもの。 「この写しは現行定款に相違ありません」と記入し、捺印すること。
登記簿謄本(全部事項証明書)	•		発行から3か月以内のもの
住民票		•	発行から3か月以内のもの
給水装置工事主任技術者免状のコピー	•	•	
申請者位置図	•	•	
事業所位置図	•	•	個人の場合、県・市営住宅等は不可
事業所内外・器具写真	•	•	
配管技能者免状のコピー	0	0	同時に配管技能者を選任する場合
主任技術者選任・解任届出書	•	•	
資格者異動届出書	•	•	選任する主任技術者及びその他資格者を登録する場合も記入
指定更新時確認事項	•	•	
指定申請提出書類チェックリスト	•	•	

審査には5営業日前後かかります。審査後、事業者証交付日を連絡します。 やむを得ない事情がある場合は郵送での申請も可能です。事前にご相談ください。 ただし、事業者証交付の際は以下の3点をご持参の上、来庁いただく必要があります。

- 手数料12,000円
- 事業者証受取人の認印
- ・給水台帳情報提供に係る誓約書及び個人情報取扱規程

指定給水装置工事事業者 各種申請提出書類一覧

2. 更新

提出書類 各1部	法人	個人	
指定申請書(表面)(裏面)	•	•	個人の場合、名称は会社名の後に個人名を入れてください。 (例 〇〇設備 水道太郎)
機械器具調書	•	•	指定の基準となる以下の機械器具は必ず記入してください。 ・管の切断用・・・・金切りのこ 等 ・管の加工用・・・・やすり、ねじ切り機 等 ・接合用・・・・・トーチランプ、パイプレンチ 等 ・水圧テストポンプ・・型式、性能、メーカー名を記入
誓約書(水道法第5条の3第1項第3号関係)	•	•	
定款(写し)	•		直近のもの。 「この写しは現行定款に相違ありません」と記入し、捺印すること。
登記簿謄本(全部事項証明書)	•		発行から3か月以内のもの
住民票		•	発行から3か月以内のもの
給水装置工事主任技術者免状のコピー	•	•	
申請者位置図	•	•	
事業所位置図	•	•	個人の場合、県・市営住宅等は不可
事業所内外・器具写真	•	•	
配管技能者免状のコピー	0	0	新たに配管技能者を選任する場合
資格者異動届出書	0	0	配管技能者・その他資格者を登録する場合
指定更新時確認事項	•	•	
指定更新申請提出書類チェックリスト	•	•	

更新は毎年度9月末に行います。当年度更新対象業者には事前に案内を送ります。 郵送での申請も可能です。事前にご相談ください。 ただし、新事業者証交付の際は以下の3点をご持参の上、来庁いただく必要があります。

- 手数料10,000円
- 事業者証受取人の認印
- ・現在の事業者証

指定給水装置工事事業者 各種申請提出書類一覧

3. 指定事項変更

変更内容	事業者名称、代表者、 本社又は事業所住所 変更		役員変更	定款変更	業務体制 変更	休止	廃止	再開
提出期限	変更日から30日以内		変更日から 30日以内	遅滞なく	遅滞なく	休止日から 30日以内	廃止日から 30日以内	再開から 10日以内
提出書類 各1部	法人	個人	法人	法人				
指定事項変更届出書	•	•	•	•				
誓約書(水道法第5条の3第1項第3号関係)	•	•	•	•				
定款(写し)	•			•				
登記簿謄本(全部事項証明書)	•		•					
業務内容変更届出書	0%				•			
廃止・休止・再開届出書						•	•	•
現在の事業者証	•	•				•	•	

※変更が有る場合

4. 資格者変更

変更内容		取得	変更	選任	解任	
提出期限		遅滞なく				
提出書類						
資格者異動届出書	2部	•	•	•	•	
取得した資格者証の写し	1部	•	•	•		
所属を証明できる書面の写し(保険証等)	1部		•	•		

上記3~4ともに申請は郵送でも可能です。

主任技術者選任・解任に関しては、上記の他に以下の書類が必要となります。

- · 主任技術者選任·解任届出書 2 部
- ・主任技術者免状の写し(解任時は不要) 1部